

合併市に関する調査

記入月日：平成16年2月20日

基礎情報

都道府県・市名	静岡県・静岡市（しずおかし）
合併期日	平成15年4月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	静岡市追手町5-1(旧静岡市内)
人口（合併直近の国調）	706,513人
面積	1373.89 k m ²
議員定数	56名（ 在任特例適用により72名が在任中）
関係市町村名	静岡市、清水市

新庁舎が整備されるまでの間の暫定的な事務所の位置であり、条例上は「静岡市長沼663番地の9」としている。

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	静岡市	469,695	1,146.23	43	17.4
清水市	236,818	227.66	32	18.1	
合計	-	706,513	1,373.89	75	-

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成14年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）	指定団体等の指定状況	財政力指数
	静岡市	151,300,000	81,000,000	8,700,000	中核市 等	0.865
清水市	71,400,000	38,036,103	1,800,000	特例市 等	0.913	
合計	-	222,700,000	119,036,103	10,500,000	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成10年4月1日	解散年月日：平成14年4月30日
内容	以下に掲げる事務を行うため、静岡市・清水市合併協議会を設置した。 (1)合併の是非を含めた両市の合併の協議 (2)合併特例法第5条の規定による建設計画の作成 (3)その他、両市の合併に関し必要な事項	
住民発議について	☑・無	
市町村建設計画	計画の期間：平成15年度から平成24年度までの10年間	
基本計画の主要項目	序論 新市の概況 主要指標の見通し 新市建設の基本方針 地域別整備方針 公共施設統合整備の基本的考え方 新市の施策 新市における県事業の推進 財政計画	
旧市町村庁舎の利活用	総合事務所として利用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有・☑	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	☑・無	有の場合： 2年0ヶ月
議会の議員の報酬額	旧静岡市選出の市議：月額66万3千円、旧清水市選出の市議：月額53万円	
地域審議会の設置について	有・☑	
内容	なし	
地方税に関する特例	☑・無	
内容	旧清水市域の事業所税については、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度（平成15年度から平成20年度）に限り、課税免除を適用する。	
合併特例債発行限度額（億円）	441億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）	
	合併の方式（新設合併） 合併の期日（平成15年4月1日） 新市の名称（静岡市） 事務所の位置（東静岡地区） 財産及び公の施設の取扱い（すべて新市に引き継ぐ） 市議会議員の定数及び任期の取扱い（2年間の在任特例） 地方税の取扱い（旧清水市域の事業所税を課税免除） 地域審議会の設置（設置しない） 組織・機構（本庁及び2つの総合事務所を設置） 町・字名の取扱い（旧清水市域の町・字名に原則として「清水」を冠する）	
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。	
	新市庁舎（東静岡地区）の整備 合併後一元化項目（637件）の早期一元化 ・国民健康保険料の改定 ・水道料金、下水道使用料の統一 など	